

2025年8月

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

## 遺言・相続のご相談や作成に関わる士業、金融機関等の皆さまへ

ワールド・ビジョン・ジャパンへの遺贈にご関心をお寄せくださり、心より感謝申し上げます。ご遺言作成の際には、当団体までご一報いただけますようお願いいたします。あわせて、遺言書作成時には以下の点にご配慮をいただけますと幸いです。

### 登記簿上の名称および住所

名称: 特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

住所: 東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号

### 税制上の優遇措置

相続税の申告期限内(相続開始後 10 カ月以内)にワールド・ビジョン・ジャパンに寄付くださった場合、一部の場合を除き、その寄付額には相続税が課税されません。なお寄付者は、所得税の寄付金控除も申告できます。

### 現物財産(不動産、有価証券など)の遺贈について

ワールド・ビジョン・ジャパンでは、原則、現物財産の場合は遺言執行者によって売却・換価した上で遺贈いただくようお願いしておりますが、条件により現物のままでの遺贈もお受けしております。詳細はお問合せください。

### 包括遺贈をご検討の場合はご相談ください

ワールド・ビジョン・ジャパンでは、包括遺贈をお受けしています。ただし、遺言内容や資産の換価が困難な場合など、お受けできないケースもあります。包括遺贈をご検討の場合は、遺言作成時にあらかじめご相談ください。

### 遺言執行者の指定について

遺言執行者は、ワールド・ビジョン・ジャパン以外の方のご指定をお願いしております。

### みなし譲渡課税について

遺言書に「遺贈に伴って発生する税は、受遺団体が負担するものとする」とお書きいただければ、当団体で負担いたします。

### 遺留分について

相続人に遺留分権利者がいらっしゃる場合は、遺留分への配慮をいただくよう、遺言者さまへのご助言をお願いいたします。

### 「付言事項」について

ワールド・ビジョン・ジャパンでは、遺言者さまのご遺志を最大限尊重し、遺贈寄付を実現させていただきたいと願っております。付言事項に、当団体への遺贈を決められたお気持ちや、用途のご希望などを記していただけますと幸いです。